

執筆者:

E-mail☒ [木目田 裕](#)

E-mail☒ [西田 朝輝](#)

E-mail☒ [梅澤 周平](#)

E-mail☒ [宮本 聡](#)

E-mail☒ [松本 佳子](#)

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。  
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2023年1月20日】

**民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱案を公表**

[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00182.html)

法務省は、民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱案を公表しました。本要綱案では、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続、民事調停手続、労働審判手続、人事訴訟、家事事件等において、民事訴訟と同様、インターネットを用いて申立て等を行うことを可能とすること、期日をウェブ会議又は電話会議で開催することを可能とすることなどが盛り込まれています。

【2023年1月31日】

**金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2022」を公表**

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html>

金融庁は、2023年1月31日、「サステナビリティ情報」並びに有価証券報告書の主要項目である「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」に関する開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2022」として公表しました。

【2023年2月2日】

**経済産業省「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会」の報告書を公表**

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230202002/20230202002.html>

経済産業省は、「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会報告書」を公表しました。本報告書は、クレジットカード決済システムの更なるセキュリティ対策に向けた具体的な取組と今後の課題を、①クレジットカード番号等を安全に管理する(漏えい防止)、②クレジットカード番号等を不正に利用させない(不正利用防止)、③クレジットの安全・安心な利用に関する周知・犯罪の抑止の3つの観点に沿ってまとめています。

【2023年2月7日】

**金融庁、メールでの違反行為の報告を認める**

2023年2月7日付け日本経済新聞朝刊

金融庁は、金融商品取引法等の違反行為を行った事業者の証券取引等監視委員会に対する課徴金減額報告について、年内にも関連する内閣府令の改正を行い、FAXでの報告を廃止し、電子メールでの報告を認めるとのことです。

【2023年2月17日】

**一般社団法人生命保険協会、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を公表**

[https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230217\\_1.html](https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230217_1.html)

一般社団法人生命保険協会(以下「生命保険協会」といいます。)は、2023年2月17日、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」(以下「本着眼点」といいます。)を公表しました。

本着眼点は、生命保険協会が2021年及び2022年に実施したアンケートの結果等を踏まえ、コンプライアンス・リスク管理態勢の高度化を図るにあたってのポイントを、①コンプライアンス・リスク管理態勢、②コンプライアンス・リスクの評価、③コンプライアンス・リスクに対するコントロールの整備・実施、④コンプライアンス・リスクのモニタリング及び不適切事象の(予兆)把握時の対応、⑤コミュニケーション、⑥監査の6つの項目に分けた上で、各項目について、プリンシプル<sup>1</sup>や参考となる取組例等が紹介されています。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するにあたっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>1</sup> 本着眼点では、「プリンシプル」とは、「会員各社が営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化を図るにあたっての考え方に関する原理・原則を示したもの」とであると説明されています。